特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン 役員の報酬等ならびに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン(以下、「WVJ」という。)定款第19条第3項の規定に基づき、WVJの役員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規則において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、定款 13条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
 - (2) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。ただし、次号に定める費用を除く。
 - (3) 費用とは、職務の遂行に伴い、直接発生する通勤費、旅費交通費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 WVJは、定款第19条第1項の規定にかかわらず、役員に報酬等を支給しない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する理事に対しては職員の職務の対価として、 WVJの職員給与規則、高年齢者契約職員給与規則、正職員退職手当支給規則、執 行役員(特別幹部職員)規程等の定めに基づき給与、その他手当、賞与および退職 金等を支払うものとする。

(費用の負担)

第4条 WVJは、役員がその職務の遂行に伴う第2条(3)の費用を支払う。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、総会の決議による。

(附則) この規則は2014年9月22日より施行し、同日より適用する。

|特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン 職員給与規則

(総則)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン(以下「WV」」という。)の正職員就業規則(以下「就業規則」という。)第30条に基づき、WV」の正職員の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は、WVJの正職員(以下「職員」という。)に適用される。ただし、契約職員であって正職員に準ずる者には準用する。なお、海外派遣契約職員、JPO職員、嘱託職員、アルバイト職員、高年齢者契約職員については適用せず、別に定めるところによる。

(給与の種類)

- 第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。
- 2 諸手当は、特別手当、扶養手当、通勤手当、割増勤務手当、住居手当、テレワーク手当及び役職手当とする。

(給与の支給方法及び支給日)

- 第4条 職員の給与(特別手当を除く)は、その月の1日から末日までの分を1ヵ月分として、その 月の25日に支給する。ただし、支給日が休日の場合は、順次前日に繰上げて支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、割増勤務手当は、その月の1日から末日までの分として、その翌 月の25日に支給する。支給日が休日の場合は、前項の但し書きの規定を準用する。
- 3 第15条に定める給与減額は、欠勤、遅刻、早退等があった月の翌月の給与を減額する。
- 4 新規採用者又は復職者が職に就いた月の給与は、勤務を始めた日から次の計算式による日割 計算により支給する。

日割計算の算定

その月の勤務日

(基本給+扶養手当+住居手当+テレワーク手当+役職手当) ×-

その月の所定勤務日

- 5 職員が退職した場合は、その日までの給与を日割計算により支給し、職員が死亡した場合 は、その月の末日までの給与を支給する。
- 6 職員の給与は、法令に基づき控除すべき金額及び賃金控除協定に定める金額を控除し、支給する。
- 7 職員への給与の支払いは、本人の指定する本人名義の銀行口座への振り込みをもって行う。 ただし、本人が申し出た場合には通貨で直接支払うものとする。

(基本給)

- 第5条 基本給は、WVJの定める人事評価に基づき別表第1に定める職務等級表により格付け決定する。ただし、人事評価結果及び管理職定年により昇給のみならず降給することがある。なお、人事評価及び管理職定年による昇給・降給等に関する事項は、「職員初任基本給、昇降格及び昇降給等に関する規則」に定める。
- 2 初任給は、前項の人事評価項目に基づき期待される職務等に応じ暫定的に決定し、前項の人事評価に基づき正式に職務等級を格付け決定する。

(降給に伴う調整給)

第6条 前条第1項に基づく降給により、職員の基本給が10%を超えて減額した場合には、1年間に限り、10%を超える額を調整給として支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という) にそれぞれ 在職する職員であって、下記に定める算定期間の満6箇月勤務した者に対して支給する。た だし、基準日前1箇月以内に定年退職し、又は死亡した職員についても支給する。

> 基準日 6月1日の場合、算定期間12月1日から5月31日 基準日12月1日の場合、算定期間6月1日から11月30日

- 2 特別手当の額は、基準日現在(定年退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における基本給及び扶養手当の月額(役職手当を受けるものにあっては、その額を加算した額)の合計額に、100分の150(定年退職し、又は死亡した職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額を基準とし、人事評価に基づき決定する。
- 3 理事長の承認を経て、基準日現在在職する職員であって、算定期間における勤務期間が6箇月に満たない職員にも、当該算定期間に勤務した日数及び時間、並びに人事評価を勘案し、支給することがある。また、育児・介護休業日数または時間の取扱いについては、別に定めるところによる。
- 4 前各項にかかわらず、WVJの財務状況によっては特別手当を支給せず、又は第2項の計算 方法によらないことがある。

(特別手当の支給日)

第8条 特別手当は、基準日6月1日の場合は6月30日、基準日12月1日の場合は12月10日 に支給する。ただしこれらの日が休日の場合は、順次前日に繰り上げて支給する。

(扶養手当)

- 第9条 扶養手当は、扶養家族のある職員に支給する。
- - (1) 配偶者
 - (2) 満18才未満の子供及び孫
 - (3) 満60才以上の父母及び祖父母
 - (4) 満18才未満の弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養家族については17,000円、第2号から第5号に該当する扶養家族については一人につき5,000円である。なお、職員に配偶者がいない場合には、第2号から第5号に該当する扶養家族のうち1人についてのみは17,000円となる。
- 4 扶養手当を受ける資格を取得又は喪失し、あるいは扶養家族に異動が生じた場合は、直ちに理 事長に届け出ること。ただし、届け出が遅延した場合の不利益は本人が負担するものとす る。
- 5 必要と認められたときは、事実を証明する書類を提出しなければならない。
- 第10条 扶養家族の発生及び増加のときは、前条第4項の届出がなされた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から扶養手当の支給を開始又は増額する。また、扶養家族の減少又は消滅、あるいは扶養手当を受けている職員が離職又は死亡したとき、それが生じた日の属する月をもって支給を廃止又は減額する。

(通勤手当)

- 第11条 通勤手当は、職員が自宅から事業所までの通勤のために有料の交通機関を利用する場合に 支給する。ただし、利用距離が1km以上の場合に限る。
- 2 通勤手当は、通勤のために要する運賃・時間・距離などの事情からみて、もっとも経済的で 合理的と認められる経路及び方法による往復運賃の実費を支給する。ただし、事業所での勤

務日数が一定以上で、定期券を購入する方が経済的合理性にかなうと認められる場合は、定期券購入費に相当する額を支給する。

3 前項にかかわらず、通勤手当の支給額は、月50,000円を上限とする。また、特別急行列車(新幹線等)の急行料金は片道100km以上(鉄道キロ数)の利用の場合にのみ支給する。

(割増勤務手当)

第12条 割増勤務手当は、第2項から第4項の計算式により支給する。 ただし、D級及びND級 の者には支給しない。

勤務時間1時間あたりの金額の算定 基本給+住居手当(扶養家族0名分)+テレワーク手当+役職手当

1764時間÷12

2 勤務が1日7時間30分または1週37時間30分を超えた場合(フレックスタイム制が適 用される職員については、正職員就業規則第11条第4項で定める総労働時間数を超えた場 合)、時間外勤務手当として、

勤務時間1時間あたりの金額×1.25×時間外労働時間数

3 午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務した場合、深夜勤務手当として、

勤務時間1時間あたりの金額×0.25×深夜労働時間数

4 休日勤務は原則として認めず、休日に勤務する必要がある場合は、原則として事前に休日振 替を行うものとする。ただし、休日振替をすることができないやむを得ない事情があり、事 前に所属長の許可を得た場合は休日勤務をすることができる。

所定休日に勤務した場合は、第2項の計算式による時間外勤務手当を支給する。

法定休日に勤務した場合は、法定休日勤務手当として、

勤務時間1時間あたりの金額×1.35×法定休日労働時間数

(住居手当)

- 第13条 住居手当は、第9条第2項による扶養家族の数に応じて支給され、その額は次のとおりである。
 - (1) 扶養家族 0名の者 15,000円
 - (2) 扶養家族1名の者 17,500円
 - (3) 扶養家族 2名の者 20,000円
 - (4) 扶養家族 3名の者 22, 500円
 - (5) 扶養家族 4名の者 25,000円
- 2 新たに職員となったものは、所定の住居届により、所定の書類を添えて理事長に届出なければ ならない。届出内容に変更があった場合についても同様である。
- 3 理事長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出にかかわる事実を確認し、支給するべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 4 住居手当の支給は、所定の住居届の提出があった日に属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始され、届出内容等に変更があった場合についても同様である。ただし、扶養家族の減少あるいは消滅が生じた場合、それが生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額が改定される。

(テレワーク手当)

第13条の2 テレワーク手当は、職員がテレワーク勤務を行うことにともない発生する費用の一部を補助するものとして、テレワーク勤務をすることがあり得る職員に対して支給され、その月額は次のとおりである。

元書類収受日令和3年12月¹日 差替書類収受日令和5年4月1日

一律 2,000円

(役職手当)

第14条 役職手当は、別表第2に定められるところによる。

(給与の減額)

- 第15条 欠勤、遅刻、早退等の場合、その勤務しない時間について、第3項の計算式により算出した金額を減額する。 ただし、事務局長が承認したものについては、この限りではない。
- 2 前項にかかわらず、フレックスタイム制が適用される職員については、実労働時間が正職員 就業規則第11条第4項で定める総労働時間数に不足する場合、不足時間について第3項の 計算式により算出した金額を減額する。ただし、不足時間のうち、1日30分に清算期間中 の所定労働日数を乗じて得られた時間数までの時間については減額しない。
- 3 給与の減額については、次の計算式により行う。

減額時間1時間あたりの金額の算定 基本給+扶養手当+住居手当+テレワーク手当+役職手当

その月の所定勤務日×1日の所定労働時間

(非常時払い)

- 第16条 職員が次の各号の一に該当する場合で本人から請求があったときは、支給日前であっても 既往の勤務に対する給与を支給する。ただし、理事長が特に認めたときはその月分を前払い することができる。
 - (1) 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、結婚、死亡または災害の場合
 - (2) 本入またはその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由によって1週間以上にわたり帰郷する場合
 - (3) その他理事長がやむを得ない事由があると認めた場合

(年次有給休暇の取り扱い)

第17条 就業規則第16条に定める年次有給休暇については、通常の賃金を支払う。

(特別休暇の取扱い)

第18条 就業規則第17条に定める特別休暇については、通常の賃金を支払う。

(その他休暇等の取扱い)

- 第19条 次に定める休暇等は、無給扱いとする。
 - (1) 就業規則第18条に定める介護休業及び介護のための勤務時間の短縮時間
 - (2) 就業規則第19条に定める育児休業及び育児のための勤務時間の短縮時間
 - (3) 就業規則第20条に定める育児時間
 - (4) 就業規則第23条に定める生理休暇
 - (5) 母性健康管理上の通院時間、休業、短時間勤務等

(改正)

第20条この規則の改正は、理事会の議決を経て理事長が行なう。

(細則)

第21条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。 附 則

1 この規則は、1991年6月10日から施行し、1987年10月19日より適用する。

- 2 1995年9月4日、第8条3を改正。1995年9月4日より適用する。
- 3 2011年12月5日、改正。2012年4月1日より適用する。 なお、移行にあたっては下記を適用する。

記

- (1) 2012年4月1日の本規則適用時における号俸は、次に定めるところによる。
 - (ア)2012年3月における基本給が、適用時におけるその職員の属する等級の最高号俸の 基本給より少ないときは、人事評価を勘案し、その基本給を超えて、かつ属する等 級でそれに最も近い額の号俸
 - (イ)2012年3月における基本給が、適用時においてその職員の属する等級の最高号俸の 基本給を超えているときは、その等級の最高の号俸
- (2) 前項(イ)の場合においては、適用前の基本給と適用時の基本給との差額に関し、下記に定めるところにより、調整給を支給する。ただし、下記に定める移行期間において、昇給・昇格等により、基本給の額が適用時の基本給と下記に定める調整給の合計額を上回った場合には、その昇給・昇格以降は調整給を支給しない。

(ア)2012年4月から2012年9月まで

上記差額の100%

(イ)2012年10月から2013年9月まで

上記差額の80%

(ウ)2013年10月から2014年9月まで

上記差額の60%

(エ)2014年10月から2015年9月まで

上記差額の40%

なお、調整給は賞与の算定基礎額には含まれない。

(3) 第(1)項(イ)の適用を受けた職員の退職金については、特段の事情がある場合を除き、少なくとも2012年3月末に退職すれば得られたであろう退職金の額を保証する。

以上

- 4 2013年5月23日、改正。2013年5月23日より適用する。
- 5 2019年 9月 5日、一部改正。2020年4月1日より適用する。
- 6 2021年5月18日、一部改正。2021年6月1日より適用する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	事業年度	2020年10月1日~2021年9月30日
-----	-------------------------	------	-----------------------

1 資金に関する事項[①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収入	590,000 円
寄付金収入	4,008,000,865 円
民間助成金等収入	370,160,983 円
政府補助金等収入	339,776,187 円
国際機関受託金等収入	1,464,765,836 円
委託事業収入	7,700,000 円
受取利息収入	5,296 円
為替換算差益	928,745 円
雑収入	6,022,477 円
	円 円
	円
	円
	円
	円
合 計	6,197,950,389 円

(2) 借入金の明細

	借	入	先	金	額	
該当なし						円
						円
						円
						円
			·			円
	. 合		計			円

(3)その	ひfl	H

該当なし			

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		766,215,211 円	委託金、委託物品
		365,269,198 円	助成金
		339,776,187 円	補助金
		247,219,414 円	委託金
		170,582,908 円	委託金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(2) 貸用の生する取引の」	上12.3 名		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		95,519,637 円	Web 広告運用費
		77,468,351 円	賃料、共益費、電気料 金等
		60,123,754 円	TV 放映料等
		47,410,000 円	TV 放映料等
		41,800,000 円	TV 放映料等

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸年月	付日	対	価	Ø	額	その他の取引条件等
該当なし								円	
								円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

ハ で務の提供	(旭政ツイ	可用等を含む。)			
取引先の氏名等	法の関係	役務の提供の内 容	役務の提供 年 月 日	対価の額	その他の取引条件等
			2020/10/1- 2021/ 9 /30	660,000 円	法律顧問料
			2020/10/1- 2021/9/30	660,000 円	法律顧問料
			2021/1/12	5,568 円	講師謝礼
			2021/8/10	5,568 円	講師謝礼
			2020/10, 12, 2021/2, 3	22,000 円	チラシ、広告等のデザイ ン料
			2021/6	127,000 円	翻訳料
			2020/12/15	5,568 円	講師謝礼
			2020/10- 2021/3	180,000 円	社会保険労務士報酬
			2021/8	91,300 円	チラシ、広告、報告書 等のデザイン料
			2020/10- 2021/9	600,000 円	産業医報酬

3 **寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名		寄	附	金	額	受領年	F 月日	
					1,09	0,000 円	2020/10/1~	~2021/9/3	30
					55	64,000 円	2020/10/1	~2021/ 9 /3	30
		·			32	20,000 円	2020/10/1	~ 2021/9 /3	30
					28	32,000 円	2020/10/1~	~2021/9/3	30
						円	,		
									اسسا

4 **役員等に対する報酬又は給与の状況** [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
				給与	2020年10月1日~ 2021年9月30日	8,741,750 円
				給与	2020年10月1日~ 2021年9月30日	

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 2020年 10月 1日 ~ 2021年 9月 30日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
								33												1	.00,	404,388 円

元書類収受日 令和 3 年12月24日

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 差替書類収受日 令和 4 年2月10日

,	支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
			2020/12/24,28 2021/1/8,20 2021/2/16 2021/9/28,30	3,969,590 円	新型コロナウィルス対 策のための支援事業 (食材・弁当等配布支援、学習支援・遊び 場・居場所等支援)
				円	
				円	
			合 計	3,969,590 円	

元書類収受日 令和 3 年12月24日

6 海外への送金等に関する事項[⑦海外への送金又は金銭の特出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日] 芝芸書類収受日 令和 4 年2月10日

実 施 日	使 涂	金 額
	アフカ ニスタン、ハングラデジュ、イント、ネハール:地域ヘルスワーカーの能力強化を通じた母子保健プログラム支援事業	63,167,257円
	ハングラデシュ: 北タッカ市ミルプールの貧困層居住地区におけるコミュニティのごみ・衛生管理能力強化事業	5,582,934円
	エチオとア:アムハラ州フェレケ・ヒウォット病院の安全・衛生環境改善事業	8,409,881円
	南スーダン:アッパーナイルにおける緊急期の教育支援事業	9,504,780円
	ハングラデシュへの避難民居住地におけるジェンダーに基づく暴力からの保護とコミュニティの対応力強化事業	8,813,790円
	海外地域開発援助費用	202,000,000円
	アルカ システム維持管理費として	1,891,869円
	海外地域開発援助費用	215,000,000円
	イラク:モスル西部の緊急期における子どもの保護事業	15,373,109円
	ヨルゲン: 沙アにおける紛争の影響下にある人々への水衛生支援事業(助成金分)	19,518,573円
2021年12月16日	ヨルダン: 沙Iアにおける紛争の影響下にある人々への水衛生支援事業(自己資金分)	7,488,683円
2020年12月28日	海外地域開発援助費用	213,000,000円
2021年1月5日	ウガンダ:ビディギディ難民居住地における子どもの保護事業	16,681,716円
2021年1月5日	南スーダン:アッパーナイルにおける緊急期の教育支援事業	3,400,501円
	海外地域開発援助費用	232,000,000円
2021年2月5日	バングラデシュへの避難民居住地におけるジェンダーに基づく暴力からの保護とコミュニティの対応力強化事業	1,260,098円
2021年2月26日	海外地域開発援助費用	212,000,000円
2021年3月5日	ケニア:エンクトト地区電化による生活改善支援事業	4,240,000円
2021年3月31日	海外地域開発援助費用	208,000,000円
	ドイツ システム維持管理費として	330,150円
2021年4月30日	海外地域開発援助費用	201,000,000円
2021年5月6日	南スーダン:マラルル市内における新型コロナウイルス感染症予防支援事業	22,752,654円
	海外地域開発援助費用	226,000,000円
2021年6月7日	ヨルダン: シリアにおける新型コロナウイルス感染予防対策と水衛生事業(助成金分)	49,172,051円
2021年6月7日	ヨルダン:シリアにおける新型コロナウイルス感染予防対策と水衛生事業(自己資金分)	3,302,343円
2021年6月7日	ヨルタン:アスラック難民キャンプおよび非公式居住地における新型コロナウイルス感染症予防のための水衛生支援事業(助成金分)	38,120,823円
2021 年 6 月 7 日	ヨルダン:アスブラック難民キャンプおよび非公式居住地における新型コロナウイルス感染症予防のための水衛生支援事業(自己資金分)	4,412,233円
	海外地域開発援助費用	276,000,000円
2021年7月6日	エテオビア : アムハラ州フェレゲ・ヒウォット病院の安全・衛生環境改善事業	2,088,884円
2021年7月6日	バングラデシュ: 北ダッカ市ミルプールの貧困層居住地区におけるコミュニティのごみ・衛生管理能力強化事業	48,021,355円
	海外地域開発援助費用	225,000,000円
	かホシア 政府補助金の残余金返還として	2,753,130円
2021 年 8 月 5 日	エチオビア:ティグライ州における緊急水衛生・保健栄養支援事業	42,463,636円
	バングラデンュ:ミャンマー避難民キャンプ大規模火災被災者への生活復旧支援事業	22,479,407円
	うオス 政府補助金の残余金返還として	24,283,895円
	へ トナム 政府補助金の残余金返還として	18,664,839円
	ョルタン:シリアにおける新型コロナウイルス感染予防対策と水衛生事業(助成金分)	32,730,975円
2021年8月23日	ヨルダン:シリアにおける新型コロナウイルス感染予防対策と水衛生事業(自己資金分)	3,302,343円
2021年8月23日	ヨルダン:アスブック難民キャンプおよび非公式居住地における新型コロナウイルス感染症予防のための水衛生支援事業(助成金分)	30,474,334円
2021年8月23日	ヨルダン:アスプック難民キャンプおよび非公式居住地における新型コロナウイルス感染症予防のための水衛生支援事業(自己資金分)	4,445,481円
2021年8月31日	海外地域開発援助費用	212,000,000円
	海外地域開発援助費用	233,000,000円
t		

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	チェック 欄
3 運営組	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること	
イ 役員	の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1		項	目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分			1	2	3	4	5
a	2020年10月1日 2021年9月30日	~		14人	0 人	0 %	4人	28. 5%
Ф	年 月 日~ 年	月	目	人	人	%	人	%
©	年月日~年	月	日	人	人	%	Д	%
@	年月日~年	月	日	人	人	%	Д	%
e	年月日~年	月	日	人	人	%	Д	%
Ð	年月日~年	月	日 「	人	人	%	Д	%
申	請		時	人	人	%	ر. ا	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
	, , , , _	, , ,	, .	, _	, .	, _	, , ,_

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項 目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受け ている	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はいいえ	はい・・	はい・・・いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

建 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「模簿組織の状況」を添付してください。

_

項目	(a)	6	©	@	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿 載がある等の不適正な経理の有無	に虚偽の記有・無	有•無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

	「応に至年寺ノエフノ衣」(第3衣)記載多	C PX
項 目	記載要領	注 意 事 項
イの各 欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
	年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
	及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等」欄には証する書類の内容を文言のと
	ば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、	おりに記載します。
	平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「@」から「①」については、イに記載する各期	法人の監査を受けている」の <u>「はい」</u>
	間 (「@」 から 「①」) を示したものです。	に「〇」した場合には <u>監査証明書を添</u>
	·	<u>付してください。</u>
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
	·	じて行っている」の <u>「はい」に「O」</u>
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してくださ
		<u> </u>
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「@」から「①」については、イに記載する各期	
	間(「②」から「①」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名 特定非営利	活動法人 ・ビジョン・ジャパン	a	Ф	©	@	e	①	申請時
役 員 数		14人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多	い「親族等」のグルー	0 人	人	人	人	人	人	人
又は使用人で	らい「特定の法人の役員 ある者並びにこれらの ログループの人数	4人	人	人	人	人	人	人

				役員の	り内	訳						
				este landa				就	任等	う の	状	况
氏 名	住	所	職名	続柄等	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時	就任・退任 年月日
安西 愈			理事		0							2019 年 10 月 1 日 就任
安藤理恵子			理事		0							2019 年 10 月 1 日 就任
飯島 延浩			理事		0							2020 年 10 月 1 日 就任
内平(湊)晶 子			理事		0							2018 年 10 月 1 日 就任
片山 信彦			理事		0							2020 年 4 月 1 日就 任
木内真理子			理事		0							2020年4月1日就任
小西 孝蔵			理事		0							2014年10月1日 就任
Charles Badenoch			理事		0							2021年1月1日就任
杜 明翰			理事		0							2019年5月13日 就任 2020年12月31日 退任

富岡 徹郎	理事	0		 	 	2020 年 10 月 1 日 就任
樋口 紀子	理事	0				2017 年 5 月 22 日 就任
三木 晴雄	理事	0				2019 年 10 月 1 日 就任
峯野 龍弘	理事	0				2019 年 10 月 1 日 就任
中島 秀一	監事	0				2016 年 10 月 1 日 就任
村上 宣道	監事	0				2020 年 10 月 1 日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

理事長 小西 孝蔵 殿



監査意見

私は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの 2020 年 10 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日までの第 22 期事業年度(2021 年度)の貸借対照表、損益計算書(公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。)、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記、附属明細書並びに財産目録(以下「財務諸表等」という。)について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準 に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益(正味財産増減)及びキャッシュ・フロー の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して 財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示 のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運 用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することに ある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手し た監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなく なる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

認定基準等チェック表 (第4表)

初到	ŧ
----	---

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	チェック 欄
I	舌動に関して次に掲げる基準に適合していること 枚活動又は政治活動等を行っていないこと	0

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1	•							
	項目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(e) (f) 申請時 (a) **(b)** (c) **(1)** 項 Ħ 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 有・無 有・無 有・無 有・無 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する | 有・無 有・無 有・無 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の | 有・無 有・無 有・無 有∙無 有・無 有・無 有・無 有無

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありま
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	チェック欄
5 次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ	0
をその	事務所において閲覧させること	

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

-	こ掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
. –	その事務所において閲覧させることに同意する。							
※関	覧に関する種則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。							
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10							
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)							
1	② 役員名簿							
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)							
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの							
D	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程							
	次の事項を記載した書類							
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項							
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項							
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項							
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取							
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれ							
	の者と特殊の関係のある者との取引							
朩	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該							
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその							
	附金の額及び受領年月日							
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況							
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (b に係る部分を除く。)							
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項							
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日							
	│ ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日							

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

認定基準等チェック表 (第6表)

 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること
 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

 ②
 ③
 ⑤
 ④
 ⑥
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ○
 ①
 ○
 ①
 ○
 ①
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○

認定基準等チェック表 (第7表)

チェック欄 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと 0 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無 **a (e) (f)** 申請時 (C) (a) **(b)** 有・無 有・無|有・無 有・ 無 有 · 無 有・無 有・無

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

l	申請書を提出した	:日を含む事	業年度の	の初日	において	、その設立の日は	以後 1 年を起	望える其	間が経	過し	チェック欄
	事業年度	月	日~	月	月	設立年月日	平成	年	月	日	

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	欠格事由チェック表		
	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン		チェックも
認定、	 特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当で 特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	する法人	0
イ : た場 例認	忍定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特 合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利 定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過 錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日	活動法人	又は当該 の
ハ 特 しく 罰金 二 暴	寺定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違 刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 :力団の構成員等 ^{ほ2)}	返したこ	とにより
定款 国税 定、特	又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を 例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証 報送の場の表なる大阪では長から、本はも選ば物の公に係るが経済明書の活けが必要し	明書「そ	の4」並
国税 次の イ 暴		<u>: なりまり</u>	.7 o
	- 力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定		
	を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定	有・	Æ
	特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	79	
П	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者の有無	有・	(#)
^	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	(#
. —			
	暴力団の構成員等の有無	有・	(#)
2	一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	す・	
2			ハバラ
	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい	ハルえ
3	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所養投資署長等から交付を	はいくはいく	いいえ
3	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はいくはいくないというないというないというないというないというないというないというないと	いいえ
3 4	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の勢行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄投资署長等から交付を「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滯納処分に係る納税証明書も添付する	はいくはいくないというないというないというないというないというないというないというないと	いいえ
3 4 添付	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を「その4」並びに関係都道府果知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付する(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はいくはいくはいく 受けた新発 添付すること	いいえ
3 4 添付 書類	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を「その4」並以に関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付する(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	はいくはいくはいく 受けた新発 添付すること	いいえ